

## 悪質下水排出施設 一覧

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第13条で規定された事業場は以下のとおり。

1	病院（ベッド数が20床から299床のもの）
2	ガソリンスタンド、給油所等
3	料理品小売業及び給食センター
4	飲食店
5	百貨店、総合スーパー（従業者が常時50人以上のもの）
6	運送業
7	自動車整備業
8	コルゲートマシーンを設置するダンボール製造業
9	ディスポーザ排水処理システム等を設置する事業場及び集合住宅